

犯罪収益移転危険度調査書 (令和元年)

概要版

- 犯罪収益移転防止法に基づき、国家公安委員会は、毎年、事業者が行う取引の種別ごとに、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度等を記載した「犯罪収益移転危険度調査書」を作成・公表している。
- 事業者は、犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して、マネー・ローンダリング等の疑いの有無を判断の上、疑わしい取引の届出を行うとともに、取引時確認等を的確に行うための措置を講じることとなる。
- 本資料は、令和元年12月に公表された犯罪収益移転危険度調査書を概要版としてまとめた資料であり、より詳細な内容については犯罪収益移転危険度調査書の全体版を御参照頂きたい。

目次

1. 犯罪収益移転危険度調査書の全体像	1
2. マネー・ローンダリング事犯等の分析（主体）	2
3. マネー・ローンダリング事犯等の分析（前提犯罪）	3 ~ 5
4. 商品・サービスの危険度	6 ~ 15
5. 危険度の高い取引	16 ~ 19

1. 犯罪収益移転危険度調査書の全体像

- ✓ 犯罪収益移転危険度調査書（以下、調査書）には、事業者の商品・サービスを対象として、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度等が記載されている。
- ✓ 事業者は、調査書の内容を勘案して、マネー・ローンダリング等の疑いの有無を判断の上、疑わしい取引の届出を行うとともに、取引時確認等を的確に行うための措置を講じることとなる。
- ✓ 調査書の全体像は以下のとおりであるが、本資料においては、「第2 マネー・ローンダリング事犯等の分析」「第3 商品・サービスの危険度」「第4 危険度の高い取引」の調査・分析結果についての概要を記載している。

#	項目		主な記載事項
第1	危険度調査の概要	経緯・目的・調査方法	調査書の作成・公表の経緯、 FATF勧告に基づく危険度の評価の在り方、法令上の義務等 本年の調査結果、事業者の留意事項・取組例のポイント、 疑わしい取引の届出のフィードバック
		主な内容	
第2	マネー・ローンダリング事犯等の分析	主体	暴力団、特殊詐欺の犯行グループ、来日外国人犯罪グループ
		手口	前提犯罪ごとの犯行形態とマネー・ローンダリングの手口
第3	商品・サービスの危険度	危険性の認められる主な商品・サービス等	事業者が取り扱う商品・サービスごとの危険度の要因・低減措置・評価
第4	危険度の高い取引	取引形態と危険度	取引形態ごとの危険度の要因・低減措置・評価
		国・地域と危険度	取引の危険度に影響を与える国・地域に係る危険度の要因・低減措置・評価
		顧客の属性と危険度	取引の危険度に影響を与える顧客の属性ごとの危険度の要因・低減措置・評価
第5	危険度の低い取引	危険度を低下させる要因	顧客・取引の属性・決済方法・法制度等を踏まえて危険度が低下する要因を有する取引
		危険度の低い取引	危険度を低下させる要因を有する具体的な取引の種別

2. マネー・ローンダリング事犯等の分析（主体）

- ✓ マネー・ローンダリングを行う主体は様々であるが、主なものとして、「暴力団」、「特殊詐欺の犯行グループ」「来日外国人犯罪グループ」がある。それぞれの調査・分析結果についての概要は以下のとおり。

主体	調査・分析結果
暴力団	<ul style="list-style-type: none">暴力団は、経済的利得を獲得するために職業的に犯罪を敢行し、その利得を巧妙にマネー・ローンダリングするなど、我が国におけるマネー・ローンダリングの大きな脅威となっている。前提犯罪ごとにマネー・ローンダリング事犯における過去3年間の関与状況を見ると、詐欺や窃盗の検挙件数が多く、また、賭博事犯及び売春事犯等においても暴力団構成員等が深く関与している実態が認められる。
特殊詐欺の犯行グループ	<ul style="list-style-type: none">特殊詐欺とは、被害者に電話を架けるなどして対面することなく信頼させ、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪の総称をいい、近年多発している。特殊詐欺の犯行グループは、首謀者を中心に、だまし役、詐取金引出役、犯行ツール調達役にそれぞれ役割分担した上で、組織的に詐欺を敢行するとともに、詐取金の振込先として架空・他人名義の口座を利用するなどし、マネー・ローンダリングを敢行しており、平成30年の特殊詐欺の認知件数・被害総額はそれぞれ17,844件、約383億円となっている。自己名義の口座や偽造した身分証明書を悪用するなどして開設した架空・他人名義の口座を遊興費や生活費欲しさから安易に譲り渡す者等があり、マネー・ローンダリングの敢行をより一層容易にしている。
来日外国人犯罪グループ	<ul style="list-style-type: none">外国人が関与する犯罪は、その収益の追跡が、法制度や取引システムの異なる他国間での移転によって困難となるほか、その人的ネットワークや犯行態様等が一国内のみで完結せず、国境を越えて役割が分担されることで犯罪がより巧妙化・潜在化する傾向を有するという特徴がある。来日外国人による組織的な犯罪の実態として、中国人グループによるインターネットバンキングに係る不正送金事犯、ベトナム人グループによる万引き事犯、ナイジェリア人グループによる国際的な詐欺事犯等に関連したマネー・ローンダリング事犯等の事例がみられる。

3. マネー・ローンダリング事犯等の分析（前提犯罪） 1/3

- ✓ マネー・ローンダリングの前提犯罪の種類によって、生み出される収益の規模、マネー・ローンダリング事犯等との関連性、悪用される取引の状況、組織的な犯罪を助長する危険性、健全な経済活動に与える影響等は異なる。
- ✓ 主たる前提犯罪についての調査・分析結果の概要は以下のとおり。

前提犯罪		調査・分析結果
窃盗	犯行形態	<ul style="list-style-type: none"> 窃盗の犯行形態は多様であり、被害額が比較的少額なものもあるが、暴力団や来日外国人犯罪グループ等の犯罪組織によって職業的・反復的に実行され、多額の犯罪収益を生み出す事例が見られ、平成30年中における窃盗の被害額は約580億円となっている。
	マネー・ローンダリングの手口	<ul style="list-style-type: none"> 侵入窃盗で得た多額の硬貨を他人名義の口座に入金して払い出し、事実上の両替を行うものや、盗んだ高額な金塊を会社経営の知人に依頼して、金買取業者に法人名義で売却させるもの、不正に入手したキャッシュカード情報を使って、インターネット上で商品を購入し、配送先に架空人や実際の居住地とは異なる住所を指定するなどして受領するもの等がある。
詐欺	犯行形態	<ul style="list-style-type: none"> 特殊詐欺をはじめとする詐欺の犯行形態としては、国内外の犯行グループ等によって職業的・反復的に実行されており、平成30年中における詐欺の被害額は約623億円となっている。
	マネー・ローンダリングの手口	<ul style="list-style-type: none"> 特殊詐欺の被害金を架空又は他人の名義の口座に振り込ませるものが多く、振込先として使用する口座に振り込まれた被害金は、被害発覚後の金融機関等による口座凍結の措置等を回避するため、入金直後に払い戻されたり、他口座へ送金されたり、複数の借名口座を経由して移転されたりするなどの傾向も認められる。 隠匿先となる口座の名義は、個人名義、法人名義、屋号付きの個人名義等、詐欺の犯行形態によって様々であり、また、取引時確認等の義務の履行が徹底されていない郵便物受取サービスや電話転送サービスを取り扱う事業者が、特殊詐欺等を敢行する犯罪組織の実態等を不透明にするための手段として悪用されている事例がみられる。

前提犯罪	調査・分析結果	
電子計算機 使用詐欺	犯行形態	<ul style="list-style-type: none"> 電子計算機使用詐欺罪が適用される犯罪として特殊詐欺やインターネットバンキングに係る不正送金等の事犯がある。特殊詐欺の形態としては、だまし取ったキャッシュカードを使ってATMを操作し、他人名義の口座に振込送金するもの等があり、インターネットバンキングに係る不正送金事犯の形態としては、他人のID、パスワード等を使って金融機関が管理する業務システムに対して不正にアクセスし、他人の口座から預金を不正送金するものがある。
	マネー・ ローンダ リングの 手口	<ul style="list-style-type: none"> 特殊詐欺でだまし取ったキャッシュカードを使用して、ATMで引出上限額の現金を出金させるとともに他人名義の口座に送金上限額を振込送金させるものや、中国に存在する犯罪組織が日本の金融機関に不正アクセスを行い、他人名義口座に不正送金させて中国人犯罪グループによって引き出すもの等がある。
出資法/ 貸金業法違反	犯行形態	<ul style="list-style-type: none"> 無登録で貸金業を営み、高金利で貸し付けるなどのいわゆるヤミ金融事犯等が認められ、その態様は多重債務者の名簿を基にダイレクトメールを送り付けるなど、非対面の方法によって金銭を貸し付けて、他人名義の口座に振り込ませて返済させるもの等がある。
	マネー・ ローンダ リングの 手口	<ul style="list-style-type: none"> 返済金を他人名義の口座に振り込ませるものが認められ、それらの隠匿先となる口座は、ヤミ金融の債務者が借入金の返済代わりに譲渡した個人名義の口座等が悪用されている事例がみられる。
常習賭博/ 賭博場開帳 等図利	犯行形態	<ul style="list-style-type: none"> 花札賭博、野球賭博、ゲーム機賭博のほか、オンラインカジノ賭博といった様々なものが認められ、これらの賭博事犯には暴力団が直接的又は間接的に深く関与しており、暴力団にとって有力な資金源となっている実態が認められる。
	マネー・ ローンダ リングの 手口	<ul style="list-style-type: none"> オンラインカジノによる賭博事犯において、顧客から支払われる掛け金を借名口座に振り込ませる例等がみられるほか、賭博事犯によって得られた違法な収益を、情を知らない税理士等を利用して正当な事業収益を装って経理処理する事例もみられる。

前提犯罪

調査・分析結果

風営適正化法
/売春防止法
違反

犯行形態

- 暴力団が違法な風俗店等の経営者等と結託するなど、暴力団が直接的又は間接的に関与している事例もみられ、暴力団にとっての資金源となっている実態が認められる。また、不法滞在等の外国人が違法に風俗店等で稼働している事例もみられる。

マネー・
ローンダ
リングの
手口

- クレジットカード払いの売上金を他人名義の口座に振り込ませるものや、暴力団員が売春による収益を親族名義の口座に振り込ませるなどして収受するものがある。

犯行形態

- 全薬物事犯の7割以上を占める覚醒剤事犯については、その押収量が平成28年から30年まで3年連続で1,000キログラムを超えており、覚醒剤の密輸・密売が多額の犯罪収益を生み出していることがうかがわれるなど、薬物事犯が暴力団にとって有力な資金源となっている実態が認められる。
- 近年では、暴力団が海外の薬物犯罪組織と結託するなどしながら、覚醒剤の流過程にも関与を深めていることが強くうかがわれ、特に中国系、メキシコ系、西アフリカ系の薬物犯罪組織の存在感が依然として大きく、国外の犯罪組織にとっても有力な資金源となっている。

薬物事犯

マネー・
ローンダ
リングの
手口

- 代金を他人名義の口座に入金させて隠匿するものが多くみられる。
- 暴力団員の親族名義の口座に係る不審な資金移動を端緒として捜査した結果、同暴力団員らを覚醒剤の密輸等で検挙した事例もある。
- 過去の麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全命令の対象として、自動車、土地、建物等もあり、現金等で得た薬物犯罪収益等が、その形態を変えている実態が認められる。

- ✓ 特定事業者においては、犯罪収益移転防止法等を踏まえた適切な取組を実施し、取り扱う商品・サービスがマネー・ローンダリングに悪用されることを効果的に防止することが求められる。
- ✓ 特定事業者が取り扱う商品・サービスごとの危険度の評価、危険度が高まる取引及び危険度を低減させるために取られている措置の概要は以下のとおり。

(1) 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス

項目	調査・分析結果
危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金取扱金融機関は、安全かつ確実な資金管理が可能な口座をはじめ、時間・場所を問わず、容易に資金の準備又は保管ができる預金取引、迅速かつ確実に遠隔地間や多数の者との間で資金を移動することができる為替取引、秘匿性を維持した上で資産の安全な保管を可能とする貸金庫、換金性及び運搬容易性に優れた手形・小切手等、様々な商品・サービスを提供している。 ・ 一方で、これらの商品・サービスが有する特性から、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。実際、これらの商品・サービスを悪用することにより、犯罪による収益の收受又は隠匿がなされた事例があること等から、これらの商品・サービスは、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。また、国際金融市場としての我が国の地位や役割、金融取引量の大きさ、悪用された取引等の統計等も踏まえると、悪用される危険度は、他の業態よりも相対的に高いと認められる。
危険度が高まる取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常は資金の動きがないにもかかわらず、突如多額の入出金が行われる口座に係る取引 ・ 口座開設時に確認した取引を行う目的・職業又は事業の内容等に照らし、不自然な態様・頻度で行われる取引 ・ 架空名義又は借名口座であるとの疑いが生じた口座を使用した入出金 等
事業者の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期間入出金のない口座の取引を停止し、取引再開を希望する顧客に対して本人確認書類や預金通帳等を確認することで、口座の不正利用を防止しているもの ・ 少額で開設された口座、遠隔地の顧客の口座等を管理対象口座に指定し、同口座への振込依頼が発生した場合には、口座開設目的との整合性の確認や振込依頼人の意思確認等を行い、整合性が確認できない場合は取引謝絶や疑わしい取引の届出等を実施することを社内規程によって整備しているもの ・ 帰国時における口座売却等リスクに対して、外国人の留学生や就労者等の顧客について、その在留期間を確認した上で、システムによって管理しているもの 等

(2) 保険会社等が取り扱う保険

項目	調査・分析結果
危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> 資金の給付・払戻しが行われる蓄財性の高い保険商品は、犯罪による収益を即時又は繰延べの資産とすることを可能とすることから、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。 実際、売春防止法違反に係る違法な収益を蓄財性の高い保険商品に充当していた事例があること等から、蓄財性の高い保険商品は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。
危険度が高まる取引	<ul style="list-style-type: none"> 多額の現金等により保険料を支払う契約者に係る取引
事業者の措置	<ul style="list-style-type: none"> 現金取引の固有リスクを高リスクと位置付け、保険料の収納・契約貸付金の返済等について現金領収を取りやめるほか、保険金支払も、原則、本人名義口座への振り込みとするようなキャッシュレス化を進め、やむを得ず現金取引を行う場合でも、一定の金額を超える現金取引を行う際は、所定のチェックシート等を用いたヒアリング等を行い、統括管理者の承認を要することとし、また、事後的にシステムで捕捉して取引時の状況等を管理しているもの 等

(3) 金融商品取引業者等及び商品先物取引業者が取り扱う投資

項目	調査・分析結果
危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引業者等及び商品先物取引業者を通じて行われる投資の対象となる商品としては、様々なものが存在し、これらを通じて、犯罪による収益を様々な権利や商品に変換することができる。 また、当該投資の対象となる商品の中には、複雑なスキームを有し、投資に係る原資の追跡を著しく困難とするものも存在する。実際、詐欺等によって得た犯罪による収益を株式等に投資していた事例があること等から、投資はマネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。
危険度が高まる取引	<ul style="list-style-type: none"> 顧客の取引名義が架空名義又は借名であるとの疑いが生じた取引
事業者の措置	<ul style="list-style-type: none"> マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、対応部署の設置、規定・マニュアルの整備、定期的な研修の実施等を行っているほか、内部監査の実施、マネー・ローンダリング等に係る危険性のある取引の特定、顧客管理の厳格化等に取り組むなど、内部管理体制の確立・強化を図っているもの 現金取引に係るリスクに鑑み、そのリスク低減措置として現金取引を禁止としたもの 等

(4) 信託会社が取扱う信託

項目	調査・分析結果
危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> 信託は、委託者から受託者に財産権を移転させ、当該財産に登記等の制度がある場合にはその名義人も変更させるとともに、財産の属性及び数並びに財産権の性状を転換する機能を有している。さらに、信託の効力は、当事者間で信託契約を締結したり、自己信託をしたりするのみで発生させることができるため、マネー・ローンダリング等を企図する者は、信託を利用すれば、当該収益を自己から分離し、当該収益との関わりを隠匿することができる。 近年、信託が悪用されたマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は認められないものの、このような特性から、信託は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。
業界団体の措置	<ul style="list-style-type: none"> 業務連絡会やマネー・ローンダリングに関する検討部会等の開催を通じ、外部コンサル等による研修・各種情報提供を行うとともに、加盟会社の意向に応じ、個社に対し、特定事業者作成書面の記載内容及び検証ポイントの説明、マネー・ローンダリング等対策に向けた体制整備等についての意見交換を実施するなど、各事業者によるマネー・ローンダリング等対策を支援しているもの

(5) 貸金業者等が取扱う金銭貸付け

項目	調査・分析結果
危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> 貸金業者等による貸付けは、犯罪による収益の追跡を困難にすることができること等から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。
危険度が高まる取引	<ul style="list-style-type: none"> 架空名義又は借名で締結したとの疑いが生じた貸付契約
業界団体の措置	<ul style="list-style-type: none"> 自主規制規則の中で、取引時確認、疑わしい取引の届出義務や反社会的勢力による被害の防止を盛り込んだ社内規則等を策定し、社内体制を整備することを定め、会員に対応を要請しているもの

(6) 資金移動業者が取り扱う資金移動サービス

項目	調査・分析結果
危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> 資金移動サービスは、為替取引を業として行うという業務の特性、海外の多数の国へ送金が可能なサービスを提供する資金移動業者の存在等を踏まえれば、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。 実際、前提犯罪と無関係の第三者を利用したり、他人の身分証明書を利用して同人になりすますなどして海外に犯罪による収益を移転していた事例があること等から、資金移動サービスは、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。 資金移動業における年間送金件数・取扱金額が共に増加していること、在留外国人の増加等による利用の拡大が予想されること等を踏まえると、資金移動サービスがマネー・ローンダリング等に悪用される危険度は、他業態と比べても相対的に高まっているといえる。
危険度が高まる取引	<ul style="list-style-type: none"> 口座開設時に確認した取引を行う目的、職業又は事業の内容等に照らし、不自然な態様・頻度で行われる取引 多数の者から頻繁に送金を受ける取引（送金を受けた直後に当該口座から多額の送金又は出金を行う場合には、危険度が特に高まると認められる。） 多額の現金又は小切手により、入出金を行う取引（顧客の収入、資産等に見合わない高額な取引、送金や自己宛小切手によるのが相当と認められる場合であるにもかかわらず、あえて現金による入出金を行う取引は、危険度が特に高まると認められる。）
事業者の措置	<ul style="list-style-type: none"> 商品・サービス、取引形態、国・地域及び顧客属性によって取引金額の上限を設定し、それを上回る場合は厳格な取引時確認を行っているもの（例えば、「永住者」、「技能実習生」、「留学生」等の在留資格に応じて、取引金額の上限を変更） 外国人との取引に際して、本人確認資料として在留カードの提示を受け、在留期間を確認した上で、システムによって管理しているもの 顧客の属性や取引状況を勘案し、顧客ごとのリスク評価を行い、評価に応じた措置を行っているもの等

(7) 仮想通貨交換業者が取り扱う仮想通貨

項目	調査・分析結果
危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> 仮想通貨は、利用者の匿名性が高いという性質や、その移転が国際的な広がりを持ち、迅速に行われるという性質を有するほか、仮想通貨に対する規制が各国において異なること等から、犯罪に悪用された場合には、当該犯罪による収益の追跡が困難となる。 実際、その匿名性を悪用し、不正に取得した仮想通貨を仮想通貨交換業者を介して換金し、他人名義の口座に振り込ませていた事例等があることも踏まえれば、仮想通貨は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。 また、仮想通貨取引が世界規模で拡大し、それを取り巻く環境も急激に変化していることも考慮に入れると、仮想通貨がマネー・ローンダリング等に悪用される危険度は、他業態よりも相対的に高いと認められる。さらに、預金取扱金融機関がマネー・ローンダリング等対策を強化していることから、マネー・ローンダリング等を行おうとする者は、預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスに代えて、仮想通貨取引を用いることも懸念され、こうした事情も仮想通貨の危険度を高めることとなる。 仮想通貨取引を取り巻く環境の急激な変化に対して、適時適切な危険度の低減措置を行っていくことは容易ではなく、それらの取組が不十分な場合は適切な低減措置が図れず、危険度はなお高いままとなる。
事業者の措置	<ul style="list-style-type: none"> 自社の特徴分析に当たって、法人・個人別の顧客数、顧客の居住国又は出身国の割合、取扱い仮想通貨及び法廷通貨の種類といった情報・データを勘案しているもの 法定通貨の入金経路に係るリスクを特定・評価し、コンビニエンスストアでの入金等について、そのリスクを踏まえ、入金回数や資金移動を一定期間制限するなどのリスク低減措置を講じているもの 仮想通貨の移転に伴うリスクを踏まえ、仮想通貨分析ツールを用いて移転先アドレスをモニタリングし、高リスクな属性と判断した場合には、移転を制限するなどのリスク低減措置を講じているもの等

(8) 両替業者が取り扱う外貨両替

項目	調査・分析結果
危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> 外貨両替は、犯罪による収益を持ち出して使用する手段の一部になり得ること、一般に現金（通貨）による取引であることや、流動性が高く、その保有や移転に保有者の情報が必ずしも伴わないこと等から、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。 実際、海外で得た犯罪による収益である外貨を情を知らない第三者を利用するなどして日本円に両替していた事例があること等から、外貨両替は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。
危険度が高まる取引	<ul style="list-style-type: none"> 多額の現金による取引や短期間のうちに頻繁に行われる取引 顧客が取引時確認を意図的に回避していると思料されたり、顧客が他者のために活動しているとの疑いが生じた取引 等
事業者の措置	<ul style="list-style-type: none"> 一定金額以上の取引を高リスク取引に分類し、社内規程において、それらの取引が生じた場合には、本部への報告、必要な調査を実施するなどの措置を定めているもの 取引時確認を免れるために、意図的に複数の取引に分割して行われる危険性を考慮し、社内で独自に設定した敷居値に基づいて取引時確認を行い、それらをデータベース化して、取引の総額において多額の取引を行っている顧客がいないかをモニタリングしているもの 等

(9) ファイナンスリース事業者が取り扱うファイナンスリース

項目	分析結果
危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> 近年、ファイナンスリースが悪用されたマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は認められないものの、ファイナンスリースは、借入人と販売者が共謀して実態の伴わない取引を行うことが可能であること等の特性から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。
危険度が高まる取引	<ul style="list-style-type: none"> 顧客とサプライヤーが共謀し、実際には機械設備等を設置しないにもかかわらず、ファイナンスリース契約を締結することによりファイナンスリース業者から物件代金を詐取しようとしている疑いが生じたファイナンスリース契約に係る取引 等
業界団体の措置	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪収益移転防止法の概要や取引時の確認事項等を知らせるチラシ・パンフレットの作成・配布や研修の実施により、各事業者によるマネー・ローンダリング等対策を支援しているもの 等

(10) クレジットカード事業者が取り扱うクレジットカード

項目	調査・分析結果
危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> クレジットカードは、現金で得られた犯罪による収益をクレジットカードを利用することにより別の形態の財産に換えることができること、クレジットカードを第三者に交付して商品等を購入させることにより事実上の資金移動が可能であること等から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。
危険度が高まる取引	<ul style="list-style-type: none"> 架空名義又は借名で締結したとの疑いが生じたクレジットカード契約 クレジットカードにより、多額のギフトカード等の現金代替物を頻繁に購入する顧客に係る取引 等
事業者の措置	<ul style="list-style-type: none"> 商品券等の換金性の高い商品の購入を短期間に行う取引を高リスク取引に特定し、それらをモニタリングシステムで検知した場合は、クレジットカード機能を停止し、名義人に電話で利用内容や使用者の確認等を行っているもの クレジットカードの利用可能枠の増枠を申込みから1年が経過するまでは、原則として認めないことにより、マネー・ローンダリング等を企図する者の契約に関するリスクを低減させているもの 等

(11) 宅地建物取引業者が取り扱う不動産

項目	調査・分析結果
危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> 不動産は、財産的価値が高く、多額の現金との交換を行うことができるほか、通常の場合に金額を上乗せして対価を支払うなどの方法により容易に犯罪による収益を移転することができることから、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。 実際、売春や詐欺により得た収益が不動産の購入費用に充当されていた事例等が把握されていること等から、不動産は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。
危険度が高まる取引	<ul style="list-style-type: none"> 多額の現金による取引や架空名義又は借名で行われたとの疑いのある取引
事業者の措置	<ul style="list-style-type: none"> 過去において取引を中止する又は何らかの理由によって取引が成立しなかった顧客との取引についての情報をデータベース化して全社的に共有し、当該顧客に関して、以後の取引が生じた場合は、顧客管理を強化する又は取引を謝絶するなどの措置を講じているもの 等

(12) 宝石・貴金属等取扱事業者が取り扱う宝石・貴金属

項目	調査・分析結果
危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> 宝石及び貴金属は、財産的価値が高く、世界的に流通しており、換金や運搬が容易であるとともに、取引後の流通経路・所在を追跡するための手段が少なく匿名性が高く、特に金地金については現金取引が中心であり、より匿名性が高まり得ることから、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。 実際、他人になりすますなどし、犯罪により得た現金で貴金属等を購入した事例があること等から、宝石及び貴金属は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。 近年の金地金を取り巻く犯罪情勢等を踏まえると、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度は高まっているものと認められる。
危険度が高まる取引	<ul style="list-style-type: none"> 同一人物・企業が、短期間のうちに多くの宝石・貴金属の売買を行う場合 顧客の1回当たりの購入額が少額であっても、頻繁に購入することにより結果として多額の購入となる取引 顧客の収入、資産等に見合わない多額の購入又は販売を行う取引 等
業界団体の措置	<ul style="list-style-type: none"> 密輸された金地金の買取りを防ぐために、海外から持ち込まれた金地金については、税関における申告書、納税の領収書等を確認することを事業者を求めるなどの対策を行っているもの 犯罪収益移転防止法の概要や事業者に求められる義務の内容等を記載したリーフレット及びガイドブックの作成・配布、マネー・ローンダリング等対策に関する説明会の開催や専用ホームページの開設等により、事業者等のマネー・ローンダリング等に対する理解度の向上等を図っているもの マネー・ローンダリング等を防止するための取組を推進するため、関係法令（犯罪収益移転防止法及び古物営業法）上の義務の履行の在り方をとりまとめたマニュアルの作成や研修会の開催により、マネー・ローンダリング等対策について事業者への周知徹底を図っているもの 等

(13) 郵便物受取サービス業者が取り扱う郵便物受取サービス

項目	調査・分析結果
危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> 郵便物受取サービスは、詐欺、違法物品の販売を伴う犯罪等において、犯罪による収益の送付先として悪用されている実態がある。本人特定事項を偽り当該サービスの役務提供契約を締結することにより、マネー・ローンダリング等の主体や犯罪による収益の帰属先を不透明にすることが可能となるため、郵便物受取サービスはマネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。 実際、架空名義で契約した郵便物受取サービス業者宛てに犯罪による収益を送付させ、これを隠匿した事例があること等から、郵便物受取サービスは、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。
危険度が高まる取引	<ul style="list-style-type: none"> 同一の顧客でありながら複数の法人名を使って郵便物受取サービスを契約しようとする者との取引等
事業者の措置	<ul style="list-style-type: none"> 過去において何らかの理由により取引を中止した又は取引が成立しなかった顧客との取引について、同業他社との間で情報を共有することにより、顧客管理の強化を行っているもの等

(14) 電話受付代行業者が取り扱う電話受付代行

項目	調査・分析結果
危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> 近年、電話受付代行が悪用されたマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は認められないものの、電話受付代行は、顧客が事業に関して架空の外観を作出してマネー・ローンダリング等の主体や犯罪による収益の帰属先を不透明にすることを可能とするなどの特性があることから、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。
所管行政庁の措置	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が留意すべき事項として、本人確認書類の提示等を受けて、本人確認を適正に行うことや、確認記録の作成及び保存を行うこと等について、事業者への指導等により改善・是正を図ることとしている。

(15) 電話転送サービス事業者が取り扱う電話転送サービス

項目	調査・分析結果
危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> 電話転送サービスは、顧客が事業に関して架空の外観を作出してマネー・ローンダリング等の主体や犯罪による収益の帰属先を不透明にすることを可能とするなど、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。
所管行政庁の措置	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が留意すべき事項として、非対面取引において取引関係文書を書留郵便等による転送不要郵便物等として送付すること、法人の顧客に対して実質的支配者の確認を行うこと、取引目的、顧客の職業等を確認すること、確認記録の作成及び保存を行うこと等について、事業者への指導等により、改善・是正を図った。

(16) 法律・会計専門家が取り扱う法律・会計関係サービス

項目	調査・分析結果
危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> 法律・会計専門家は、法律、会計等に関する高度な専門的知識を有するとともに、社会的信用が高いことから、その職務や関連する事務を通じた取引等はマネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。 実際、犯罪による収益の隠匿行為等を正当な取引であると仮装するために、法律・会計関係サービスを利用していた事例があること等から、法律・会計専門家が、以下の行為の代理又は代行を行うに当たっては、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続 ➤ 会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続 ➤ 現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分
所管行政庁等の措置	<ul style="list-style-type: none"> 各所管行政庁及び各専門家ごとに組織する団体において、マネー・ローンダリング等防止のための取組を推進するため、規程の整備、各種執務資料の作成、研修会の開催等を行い、それらを通じて、各専門家に対するマネー・ローンダリング等のリスク理解を促進している。

5. 危険度の高い取引 1/4

- ✓ FATFガイダンス、犯罪収益移転防止法上の措置、マネー・ローンダリング事犯の検挙事例等を参考に、「取引形態」「国・地域」及び「顧客」の観点から、危険度の高い取引を特定し、分析・評価を行っている。
- ✓ 上記の各観点ごとの危険度の評価及び低減措置の概要は以下のとおり。

(1) 取引形態と危険度

形態		調査・分析結果
非対面取引	危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> 非対面取引においては、取引の相手方や本人確認書類を直接観察することができないことから、本人確認の精度が低下することとなり、対面取引に比べて匿名性が高く、本人確認書類の偽変造等により本人特定事項を偽り、又は架空の人物や他人になりすますことを容易にする。 実際、非対面取引において他人になりすますなどして開設された口座がマネー・ローンダリングに悪用されていた事例があること等から、非対面取引は危険度が高いと認められる。
	事業者の措置	<ul style="list-style-type: none"> 疑わしい取引を判断するに際して、IPアドレスやログイン所在地を踏まえて取引をモニタリングするなど、リスク低減措置を図っているもの
現金取引	危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> 現金取引は、流動性及び匿名性が高く、現金を取り扱う事業者において、取引内容に関する記録が正確に作成されない限り、犯罪による収益の流れの解明が困難となる。 実際、他人になりすますなどした上で、現金取引を通じてマネー・ローンダリングを行った事例が多数存在すること等から、現金取引は危険度が高いと認められる。
	事業者の措置	<ul style="list-style-type: none"> 口座を保有していないなどの理由から取引時確認ができていない顧客の現金持込みの海外送金取引を謝絶するなど、リスク低減措置を図っているもの
外国との取引	危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> 外国との取引は、法制度や取引システムの相違等から、国内取引に比べてマネー・ローンダリング等の追跡を困難にする。 実際、外国との取引を通じてマネー・ローンダリングを行った事例が存在することから、外国との取引はマネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。
	事業者の措置	<ul style="list-style-type: none"> 外国為替取引を開始する法人顧客について、その法人を訪問するなどして、事業内容等のヒアリング等を実施したり、現金持込みによる海外送金取引を謝絶したりするなどのリスク低減措置を図っているもの

(2) 国・地域と危険度

調査・分析結果

<p>危険度の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> FATF声明を踏まえれば、イラン及び北朝鮮との取引は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が特に高いと認められる。 また、FATFは、マネー・ローンダリング等への対策に重大な欠陥を有し、かつ、それに対処するためのアクションプランを策定した国・地域について、国際的なマネー・ローンダリング等対策の遵守の改善を継続して実施している国・地域として公表した上で、当該国・地域に対し、迅速かつ提案された期間内におけるアクションプランの履行を要請していることから、当該国・地域との取引であつて、FATFが指摘する欠陥が是正されるまでの間になされるものは、危険性があると認められる。
<p>危険度の低減措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪収益移転防止法及び施行令では、特定事業者に対して、特定国等に居住し、又は所在する顧客等との特定取引や特定国等に居住し、又は所在する者に対する財産の移転を伴う特定取引について、厳格な取引時確認の対象として、本人特定事項等のほか、資産・収入の状況の確認を義務付けている。

(3) 顧客の属性と危険度①

属性 調査・分析結果

	<p>危険度の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> 暴力団をはじめとする反社会的勢力は、財産的利益の獲得を目的に、様々な犯罪を敢行しているほか、企業活動を仮装・悪用した資金獲得活動を行っている。このような犯罪行為又は資金獲得活動により得た資金の出所を不透明にするマネー・ローンダリングは反社会的勢力にとって不可欠といえることから、反社会的勢力との取引は危険度が高いと認められる。
<p>反社会的勢力 (暴力団等)</p>	<p>危険度の低減措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特定事業者以外の企業も含め反社会的勢力との関係遮断に向けた取組を推進するため、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」が策定されている。 預金取扱金融機関等において、取引約款等に暴力団排除条項を導入し、取引の相手方が暴力団等であることが判明した場合には、当該条項に基づいて取引関係を解消する取組を進めている。 一般的な実務上の対応としては、取引の相手方が反社会的勢力であることが判明した場合等には、犯罪収益移転防止法に基づく疑わしい取引の届出の要否を検討することとされている。

(3) 顧客の属性と危険度②

属性	調査・分析結果
<p>国際テロリスト（イスラム過激派等）</p>	<p>危険度の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際連合安全保障理事会決議を受けて資産凍結等の措置の対象とされた者の中に、日本人や我が国に居住している者の把握はなく、また、現在まで、日本国内において、国際連合安全保障理事会が指定するテロリスト等によるテロ行為は確認されていない。 しかしながら、FATFは、令和元年に公表したレポートにおいて、国内でテロやテロ資金供与の事例がない場合であっても、それをもってテロ資金供与リスクが低いと直ちに結論付けることはできず、国内で資金が収集され、又は海外に送金される可能性を排除すべきではないと指摘している。 また、我が国に対するテロの脅威や、テロ資金供与の脅威・脆弱性に関する国際的な指摘等を踏まえると我が国においても <ul style="list-style-type: none"> ➢ イスラム過激派等が、イスラム諸国出身者のコミュニティに潜伏し、当該コミュニティを資金調達等に悪用すること ➢ 我が国の団体、企業等の合法的な取引を装ってテロ資金が供与されること 等の懸念があることを認識すべきであり、特にイスラム過激派等と考えられる者との取引は、テロ資金供与の危険度が高いと認められる。
	<p>危険度の低減措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪収益移転防止法、組織的犯罪処罰法、テロ資金提供処罰法、外為法、国際テロリスト財産凍結法において、必要な規定が整備されている。 「「世界一安全な日本」創造戦略」「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱」を策定し、関係省庁において、これらの政府決定に基づき、マネー・ローンダリング等対策に取り組んでいる。 警察では、未然防止及び事態対処の両面側から <ul style="list-style-type: none"> ➢ 情報収集・分析と捜査の徹底 ➢ 出入国在留管理庁や税関等の関係機関と連携した水際対策 ➢ 官民一体となったテロ対策の推進、警戒警備体制の強化 等のテロ対策を推進している。

(3) 顧客の属性と危険度③

属性		調査・分析結果
非居住者	危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> 非居住者との取引は、非対面取引となるため、匿名性が高く、容易に本人特定事項を偽り、又は架空の人物や他人になりすますことができるとともに、居住者との取引と比べて、事業者による継続的な顧客管理の手段が制限されることになることから、非居住者との取引は危険度が高いと認められる。
	危険度の低減措置	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁が策定している監督指針において、疑わしい取引の届出を行うに当たって顧客の属性、取引時の状況等を総合的に勘案するなどして適切に検討・判断を行う体制の整備を求めている。
外国の重要な公的地位を有する者	危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> 外国の重要な公的地位を有する者が、マネー・ローンダリング等に悪用し得る地位や影響力を有することのほか、その本人特定事項等の十分な把握が制限されること、腐敗対策に関する国ごとの取組の差異等から、外国の重要な公的地位を有する者との取引は危険度が高いと認められる。
	危険度の低減措置	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪収益移転防止法、施行令及び規則は、特定事業者に対して、①外国の元首及び外国の政府等において重要な地位を占める者並びにこれらの者であった者、②①の家族、③①及び②が実質的支配者である法人との間で行う特定取引について、厳格な取引時確認の対象として、本人特定事項等のほか、資産・収入の状況の確認を義務付けている。
実質的支配者が不透明な法人	危険度の評価	<ul style="list-style-type: none"> 法人は、所有する財産を複雑な権利・支配関係の下に置くことにより、その帰属を複雑にし、財産を実質的に支配する自然人を容易に隠蔽することができる。このような法人の特性により、実質的支配者が不透明な法人は、その有する資金の追跡を困難にする。 実際、詐欺等の犯罪による収益の隠匿手段として、実質的支配者が不透明な法人の名義で開設された口座が悪用されていた事例があること等から、実質的支配者が不透明な法人との取引は危険度が高いと認められる。
	危険度の低減措置	<ul style="list-style-type: none"> 法人の実質的支配者情報を確認するための制度として、我が国はこれまで、犯罪収益移転防止法、公証人施行規則、会社法等における制度を整備している。 会社の設立時にも実質的支配者の情報を確認するという観点から、公証人に実質的支配者となるべき者等を申告させることを義務づけている。